

令和3年度 第1回総合教育会議 会議録

日 時 令和3年12月21日（火） 午後4時

場 所 野々市市役所 2階 201会議室

- 協 議 事 項
- 1 市教育大綱（案）について
 - 2 児童生徒数の推移について
 - 3 学校体育館空調設備の設置について
 - 4 給食費等の公会計化について
 - 5 GIGA スクール構想に伴うタブレット端末等の効果的活用
 - 6 教員の多忙化解消について
 - 7 児童生徒の問題行動・不登校の状況について
 - 8 コミュニティ・スクールについて

そ の 他

構成員

野々市市長	栗 貴 章
教育長	大久保 邦 彦
教育長職務代理者	松 本 哲 幸
委員	松 野 勝 夫
”	宮 川 美保子
”	安 嶋 是 晴
”	高 桑 奈 美

出席した事務局職員

総務部長	中 田 八千代
総務課長	押 田 浩 三
教育文化部長	山 下 かおり
教育委員会事務局参事兼学校教育課長	古 村 充
教育総務課長	塩 田 健
生涯学習課長	松 村 隆 一
教育総務課課参事	寺 岸 智 子
教育総務課課長補佐	井 沢 友 宏
教育総務課庶務係長	盛 本 圭 一
生涯学習課青少年係長	中 山 博 貴
教育総務課主査	柳 田 義 幸

傍聴人 1 人

議 事

開会 (午後 3 時 58 分)

- 塩田 課長 それでは、定刻となりましたので、令和 3 年度第 1 回の総合教育会議を開催いたします。野々市市総合教育会議設置要綱第 4 条第 1 項の規定によりまして、会議は市長が招集し議長となると規定されておりますことから、栗市長に議事全般の進行をお願いしたいと思います。それでは市長よろしくをお願いいたします。
- 栗 議長 令和 3 年度第 1 回総合教育会議の開催にあたりまして、皆様にはお忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より野々市市の教育の充実また発展に多大なるご尽力をいただき、またさらに、昨年同様に新型コロナウイルス感染症対策を施していかなければならない中で、教育長始め委員の皆様方には、迅速かつ柔軟にご対応いただいていると思っております。重ねて御礼を申し上げます。それでは早速ですが、次第に従いまして議事を進めて参りたいと思っております。着座にて進めさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。まず、本日は会議の傍聴希望がございましたので、これを許可したことをご報告いたします。それでは、協議事項 1 「野々市市教育大綱 (案) について」協議をしたいと思っております。事務局から説明をお願いします。
- 塩田 課長 それでは協議事項 1 「野々市市教育大綱 (案) について」でございます。教育大綱は平成 27 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、市長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになっております。本市におきましては平成 27 年 8 月に開催をされました総合教育会議において野々市市教育大綱を定めたところでございます。その後、平成 29 年 10 月の総合教育会議にて一度内容の見直しを行いまして、現在のものとなっております。現在の教育大綱の基となっております市の第一次総合計画並びに第 2 次教育ユニバーサルプランが、今年度末をもちまして計画期間の満了となりますことから、令和 4 年 4 月からスタートいたします市の第二次総合計画また現在策定中の第 3 次教育ユニバーサルプランの内容を受けまして、今回新たに市の大綱を定めるに当たり協議を行うものでございます。お手元に配付させていただいております野々市市教育大綱 (案) をご覧いただきたいと思います。今回発行する大綱の趣旨、位置付けといたしましては、国の第 3 期教育振興基本計画を参酌し、市の第二次総合計画に即して、第 3 次教育ユニバーサルプラン

との整合性、連動性を図っております。また、「あらゆる世代が交流しながら生涯にわたって学び楽しめるまち」を基本理念に掲げまして、五つの基本目標、「学校教育の充実」、「みんなで取り組む青少年の育成」、「生涯学習の充実」、「文化活動の充実」、「スポーツ活動の充実」を柱に15項目の基本的施策を配しました。SDGs達成に向けた取組を行いながら、教育の推進を図っていくこととしております。以上、野々市市教育大綱（案）についての説明を終わりたいと思います。

栗 議長 それではただいま説明のありました「野々市市教育大綱（案）について」協議を行いたいと思います。委員の皆様で何かご意見ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。特にご意見等が無い様でございます。それでは、中身については皆さんも経過報告をいただいておりますのではと思っております。この大綱案につきまして、今の説明の通りに確定をして参りたいと思っております。そのことについて、ただいまの説明の通りに野々市市教育大綱（案）は確定をすることによろしいでしょうか。

< はいという声あり >

栗 議長 ありがとうございます。それでは「野々市市教育大綱（案）について」確定をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。続いて、協議事項2「児童生徒数の推移について」協議をしたいと思えます。事務局から説明をお願いします。

塩田 課長 それでは、協議事項の二つ目児童生徒数の推移についてでございます。資料については、3ページから11ページについて説明させていただきたいと思えます。まず4ページ目の資料をご覧ください。こちらについては、野々市市の小中7校の各学校における、児童生徒数のおおむね5年先を見据えた推移を記載させていただいております。来年度でございますけれども、小学校では3,298名の児童数となっております、今年度と比べますと最大で約20人程度増加する見込みとなっております。また、中学校においては1,620人ということで、今年度と比べると100名程度増加する見込みでございます。来年度におきまして、特に特筆すべき点は5ページ目の野々市小学校でございます。こちらの児童数の推移でございますけれども、令和4年度で最大で1クラスが不足する可能性があるというデータでございますけれども、今のところ増加する見込みがないと学校の方から聞いております。しかし、あと数人転入が増えますと、もう1クラス増える可能性もあるということから、今年度の12月補正におきまして予算を計上しております。今年度中にパソコン教室から普通教室に転換する改修工事を行う予定をしております。また、野々市中学校、布水中学校におきましても、

今後増加していく傾向がございます。野々市中学校につきましては、市役所周辺の中南部土地区画整理事業によりまして、生徒数が急激に増加しました。その影響を受けて、富陽小学校の児童数が増えてきた訳でございます。富陽小学校の人数でございますけれども、4ページの資料のとおり年々減少をしてきております。富陽小学校の子どもたちが中学生になって、野々市中学校の方が今増えてきている状況でございます。また、布水中学校におきましても、北西部の区画整理により野々市小学校の子どもたちが増加しておりまして、その子どもたちが布水中学校に進学をすることで、今後も増加をしていく傾向にあるということでございます。また、小学校で35人学級の少人数学級のクラス編成が今年度から小学校2年生で始まり、毎年1学年ずつ段階的に35人学級にしていくものでございます。石川県そして本市におきましては、小学校4年までが35人学級に対応いたしておりますので、この影響を受けるとすれば令和6年度に小学校5年生が40人学級から35人学級になる時に初めて影響があるのではと懸念をしているところでございます。今年度の児童数で試算をいたしましたところ、35人学級になるということでもさほど影響ないのかなというような試算でございます。ただ、今年度の人数で試算いたしており、令和6年になると状況も変わってくる可能性もございますので、その辺を注視していきたいと思っております。また、令和7年度におきましては6年生も対象となってきます。そして、正式に決まっておりますが、中学校においても35人学級というお話もございます。こちらの方につきましては、決定はされておられませんけれども将来的にそういう流れになる可能性もございます。その辺についても引き続き、子どもたちが学びに支障がないように児童生徒数の推移について注視していきたいと考えております。以上でございます。

栗 議長 それではただいまの件について、ご質問ご意見等ありましたらご発言いただきたいと思います。

特によろしければただいまの児童生徒数の推移については、説明の通りに、小学校の少人数学級の動向等もありますけれども、早急に施設等で対応しなければという状況でもなさそうでありますので、推移を見ながら必要があれば動いていただくと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

塩田 課長 施設の方の対応について1点抜けておりまして、資料で言いますと11ページの布水中学校でございます。布水中学校におきましては、令和6年度以降から教室不足になる可能性があり、現在増築の計画が必要であるということで、来年度に実施設計、令和5年度に増築工事、そして令和6年に不足する教室に対応するため、増築を進めていきたいと事務局で考えております。以上でございます。

- 栗 議長 資料を見ると、野々市中学校の方は、少し空き教室が出という推計もあるので、布水中学校の計画は計画としても状況を見ながら、中学校の教室不足の対応は、少し広くちょっと検討していく必要があるのではないかなとも思います。その辺も含めて、皆さんのご意見を聞いていきたいなと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。
- 安嶋 委員 野々市小学校のパソコン教室が転換されることも検討される方向性ということなのですが、マルチルームがなくなることで弊害はないのかということをお伺ひしたいのですがいかがでしょうか。
- 塩田 課長 全くゼロかと言われると自由に使える多目的な教室が少なくなるということで多少影響があると思いますけれども、学校運営していく上で一時的なものと思っております。
- 安嶋 委員 これによって弊害が起こるようなことはないということでもいいですかね。わかりました。
- 栗 議長 他に何かありますか。
この件については、施設の対応など具体的な状況が出て参りましたら、改めてご相談させていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。次に、協議事項3「学校体育館空調設備の設置について」ということであります。事務局から説明をお願いします。
- 塩田 課長 協議事項三つ目の学校体育館空調設備の設置について説明させていただきたいと思ひます。まず、昨今、地球温暖化等を受けまして気温も高くなり健康被害等もござひます。例えば、熱中症の指数等によりましては、体育の授業を座学に変更することも夏場の授業においてはあります。そうした中、教室にはエアコンがついているわけでもござひますけれども、体育授業について今後、検討していく必要があるのではないかと考えております。学校の体育館におきましては、市の拠点避難所に指定をされているわけでもござひます。昨今、地震が頻発しており、今後学校体育館のエアコンについて検討していく必要があるのではとと考えております。また、学校の体育館については建築時においてエアコンを設置する断熱構造となっていないために、機械だけ設置しても熱が逃げてしまうということも十分考えられます。体育館の断熱工事も含めた中で、学校の体育館に空調設備を設置する検討が必要になってくる時期にきているのではないかと考えております。先ほどの防災の観点からも、災害が起こり避難所として活用することが来たときに、避難者が快適に何不自由なく避難生活を送れるような体制を整えていく必要があるのではないかと考えております。また、空調設備の設置にあたっては、通常ですと電気を熱源にということでもあります。ただ、電気だと送電がストップした場合には、せっきくの空調設備も使え

ないということがあります。他県の事例でございますけれどもLPガスの小規模な基地を隣接したところに設けまして、LPガスの空調設備を設置するという自治体もございます。コストの面などもありますけれども、今後検討していく必要があるのではないかとということで、今回、ご説明をさせていただきました。

栗 議長 この件について、何かご意見等ありましたらご発言いただきたいと思います。

松本 委員 お金があれば是非とは思いますが、子どもたちが毎日使う教室の整備もしていかなくてはなりませんし、この辺のお金の有効性といえますか、そういうことを考えられたらいいなと思いました。体育館は非常に大きなスペースですから、CO2のことも配慮しながら、電気の活用の仕方も考えていかなければならないと思います。将来的には、そうあってほしいとは思いますが、途中経過としては体育館の中に空気が流れる状況を作れば、少し時間を置くことができるのではないかと思います。

栗 議長 ありがとうございます。他にございませんか。
この体育館の空調について、研究は事務局の方でも進めてきていると思っております。今ほど委員からもお話ありましたけれども、学校施設の優先的な整備ということも当然あります。また、課長からもありましたが、防災の避難所としての活用も念頭に置いての対応ということもあります。市はこれまでそれぞれの課で検討してきたところがありますので、関係各課が連携をして、検討を進めていく方向で考えております。その辺ご了解をいただきながらまた必要に応じて、ご意見を賜って参りたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。それで、事務局よろしいですか。

塩田 課長 はい。

栗 議長 それではそういうことでよろしくお願いをいたします。
それでは協議事項4「給食費等の公会計化について」事務局から説明をお願いいたします。

塩田 課長 それでは、協議事項の四つ目給食費等の公会計化についてでございます。こちらについては、昨今、教職員の多忙化が叫ばれてきております。先生が子どもと向き合う時間をさらに多くするために、通常担うべきでない業務である給食費の徴収などが負担になっていることが言われてきております。これを受けまして、国では令和元年7月に文部科学省から公会計化に向けた取組ということでガイドラインが出されたわけですが、その中では本来、自治体が担うべき業務について、本来あるべき姿にするということが言われております。教職員の業務負担軽減そして徴収管理業務の効率化、そして会計の透明性の向上を目的として、公会計化を進めて欲しいと明記

されているものでございます。本市におきましても、議会の一般質問で公会計化について質問がございました。そちらの答弁の中では、令和4年4月をめどに公会計化を進めていきたいと答弁を出したわけでございますけれども、公会計化に向けていろいろな課題等もございますので、今現在、学校と協議を進めながら事務を行っているわけでございます。やはり給食費の徴収業務につきましても先生の負担がかなり大きいとよくお聞きするところでございます。市についても公会計化のガイドラインに沿った形で進めていきたいと思っております。また、学校の給食費でございますけれども年間約4億円、そして、教材費などの学納金が1億4000万円ほど併せて5億4000万円の金額を年間取り扱っていることでございます。そちらについても、人海戦術で金額のチェックなどを行っているということで、かなりの負担になっているとお聞きしております。今現在、公会計化に向けてシステムを導入して進めていく必要があると事務局では考えております。多忙化改善に向けて、前進出来るように進めていきたいと思っております。以上でございます。

栗 議長 この件について、何かご質問ご意見等ありましたらご発言いただきたいと思います。

特になければ私の方から。令和4年度からを目標に検討を進めてきたということですが、今の説明でいうともう1年要するという事なので、その辺の状況だけ説明していただけますか。

塩田 課長 状況でございますけれども、来年度にシステムの構築をしなければいけないということで、令和4年度にシステムの構築をいたしまして、令和5年度から公会計化を進めていきたいというスケジュールを今考えております。

栗 議長 それで、財政局と今折衝をしておるということですか。

塩田 課長 はい。

栗 議長 ということで、今事務局の方が説明あった通りの状況で導入に向けて検討はしていくということなので、あと財政調整も残っておりますけれども、それは事務局の熱意ある説明ということになるんだと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは次に5番目は「GIGA スクール構想に伴うタブレット端末等の効果的活用」ということであります。この件について、事務局から説明をお願いいたします。

古村 参事 学校教育課からの一つ目としまして、GIGA スクール構想に伴うタブレット端末等の効果的活用について説明させていただきます。資料は18ページ、横置きのものになります。その資料は、市のホームページにも掲載されておりますののちGIGA スクール構想についてというものです。これに基づ

いて説明を進めて参ります。文部科学省が令和元年の9月にGIGAスクール構想を掲げ、一人一台タブレット端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する計画を打ち出しました。資料の一番上の部分に、GIGAスクールの意味が記載されております。Global and Innovation Gateway for All、これを日本語にしますと、「すべての人にグローバルで革新的な入り口を」という意味になります。本来この構想は4年間かけて整備する計画でありましたが、新型コロナウイルスの影響による全国一斉臨時休校の経緯から大幅に前倒しになりまして、本市では他市に先駆けて令和3年2月までに調達をすべて完了させ、翌3月には市内7校すべてに授業においての使用を開始することができました。今説明しました資料の下に記載されております通り、本市では「これまでの教育実践の蓄積」と「ICT」をかけ合わせ、「令和時代の「学び」のスタンダード」の構築を目指しております。一人一台タブレット端末を活用することにより、新しい時代に必要となる資質・能力の習得、また、キーワードを「つながる」としまして、「各教科での学び」、「既習（これまで学習したこと）」があります。また、他者や実社会などにつながる教育過程を大切にしていきたいと思っております。さらに、資料の下半分のイラスト部分につきましては、ののいちGIGAスクール構想としてICTを活用した具体的な学習場面のイメージをお伝えしております。具体的な場面としまして「習熟に応じた学習」、「発表や話し合い」、「協働での意見整理」「オンライン学習」「他校との遠隔授業」、「協働での作品制作」このようなものが想定できます。今年度につきましては、資料中央のイラストにありますとおり、無償ソフトウェアの基盤であります「Google Workspace」をベースに、授業等で活用を行って参りました。来年度からは、その下のイラストに占めております桃色や青色の部分、いわゆる習熟に応じた学習や協働学習の場面での充実を図るために、県内で本市だけまだ導入されていない有償の授業システムであります。「授業支援ソフト」や「AIドリル」、「学習eポータル」このようなソフトウェアの導入が今後のタブレットの効果的活用には、欠かせないものと今思っております。今年の4月には、端末持ち帰り用のサブ充電器を県内の他市町に先駆けて整備いたしました。2学期からは、市内7校とも子どもの実態に合わせて、授業や家庭に持ち帰って学習をしております。家庭に持ち帰った場合の活用例としまして学校に調査をしたのですが、「運動会で披露するダンスの振り付け動画を、家に持ち帰ったタブレットで観ながら練習する」とか、「持ち帰ったタブレットで、キーボード練習を行う」とか、「理科の学習『月と太陽』の動画を視聴し、ノートに分かったことをまとめる」など、このような活用をしております。資料の真ん中のパソコン部分にあり

ます輪はA B C D E F GのGでありまして、キーボードの部分と合わせて「ののいち GIGA スクール」と読めるよう、指導主事の中島がこだわってデザインしております。今後も野々市らしいこだわりの特色を工夫しまして、子どもたちの意欲を高め楽しくタブレット端末を活用しながら、学力も伸ばせていく、このようなGIGA スクール構想がこれからも進めていきたいなと思っております。皆様のご理解ご協力、またご助言ありましたら、よろしくお願いたします。以上です。

栗 議長 はい。ありがとうございます。それでは皆さんの方でご意見等ありましたらご発言いただきたいと思えます。

学年によっても違うかもしれませんが、実際の授業で活用している割合はどんな感じですかね。

古村 参事 私が思ったより多いです。筆箱と同じように机の上にタブレットが乗っているクラスもたくさんありますし、学校訪問に一日行っただけでもかなりの数が使われていまして、私達の想像以上に活用をしています。

栗 議長 はい。ありがとうございます。先生も大変ですか。

古村 参事 いいえ、楽しんでます。

栗 議長 そうですか。それならよかったです。

大久保教育長 そうはいうものの先生の中でもまだ温度差があつたりしますけども、そこは先生も一生懸命努力されております。

栗 議長 極端な拒絶反応を示さずにやっていただけるといいかなとは思いますが。

古村 参事 学年なり教科でフォローし合って、苦手な先生にレクチャーしております。

栗 議長 ほか何かありませんか。

安嶋 委員 他校との遠隔授業ができるとお互いの学校の強みを生かし合うことができるのでいいなと感想なんですけれども。あと、先生同士もオンラインのツールを使って、情報の交流みたいなことを僕が Zoomなどを教育の現場で使うこともあるんですけど、それ以外で情報の共有化を進めることも必要だなと思うんですけども、何かその辺りのことは実際に行われていたり進んでいたりするようなものでしょうか。

古村 参事 ありがとうございます。コロナが流行った頃、密にならないよう極力 Zoomなどを使って会議をすることは、学校に浸透してきました。校長先生だけの会議とか、あとはレクチャーする時などは、かなり Zoomを使って集まらずにやっている例が昨年度からたくさん増えています。これからも増やしていきたいと思えます。

安嶋 委員 はい。

大久保教育長 先週も中島指導主事が教育委員会室でパソコンと向き合って会議をしてい

ました。隣の 302 会議室では宮本指導主事が文科省との会議に出ておりました。こういうものが、学校教育課だけでなく生涯学習課や文化課の方でも盛んに行われておりまして、先般、市長も全国史跡整備委員会に 1 日 Zoom で参加されるなど学校社会教育問わず使われるようになりました。安嶋先生の方が先駆者だと思いますけれども、本当に多くなりまして、この間、館野小学校の方では、他校との遠隔授業を台湾と繋いでやっておりました。非常に子どもたちも喜んでいたということです。

栗 議長

他に何かありますか。

それでは、今古村参事から説明もありましたけれども課題等も出てこようかと思しますので、随時報告いただきながら必要なことについてご意見をいただいて参りたいと思しますのでよろしく願いをいたします。

それでは次は、6 番目として「教員の多忙化解消について」ということであります。説明をお願いします。

古村 参事

学校教育課の二つ目になります。資料は 20 ページになります。横置きのものでご覧ください。まず、令和 2 年度と令和元年度の比較を説明したいと思います。上の方に長方形が四つ並んでいますけれども、一番下が令和 2 年度、その上が令和元年度の平均となります。令和 2 年度の小学校も中学校も合わせましたすべての時間外勤務の平均が 44 時間 19 分、これに対して、令和元年度が 48 時間 13 分、前年度比で 3 時間 54 分ほどの減少となっております。また、小学校と中学校に分けて詳しく見てみますと、小学校は令和 2 年度が 40 時間 24 分、令和元年度が 41 時間 27 分となりまして、前年度比で 1 時間 3 分の減少となっております。対して、中学校は令和 2 年度が 52 時間 4 分、令和元年度が 61 時間 45 分、前年度比 8 時間 19 分の減少となっております。小学校と比べても大きく減少しております。中学校での本市の状況につきましては、調査を開始しました平成 29 年度から 30 年度、令和元年度まで前年度比 10 時間ほど時間外勤務が減っております。これを考えますと本市におきましても、様々な取り組みを行い、小中学校教員の時間外勤務は減っていると捉えております。しかし、先ほどお伝えしました通り、令和 2 年度の平均は小学校が 40 時間 24 分。中学校の時間外が 52 時間 4 分となっており、小学校と中学校の差が課題と考えております。また、小学校と中学校の違いをさらに詳しく見ていきますと、週休日、つまり土曜と日曜の時間外勤務が小学校はほとんどないんですけども中学校が多いという状況になっています。この違いは部活動です。子どもたちが楽しみにしていて、学校としては生徒指導を行うような場面である部活動が、教員の時間外勤務が多い要因の一つとなっていることは否定できません。また、今年度 11 月現在での時間外勤務について、そこには記載してありませんが

参考値としまして、小学校の平均が 41 時間 4 分、中学校の平均は 56 時間 40 分です。現時点では、令和 2 年度よりやや増加に転じておりますが、令和 2 年度、元年度につきましては、臨時休業等も行いましたので、そういうことも少し影響しているかなと思っております。教員の働き方改革なんですけど、まず教員の心身、体と心の健康のためと考えております。心身の状況が良好でない教員が子どもを引きつけるような授業実践を行えるとは思いません。心身の健康な教員が、子供たちに向かい合う時間を可能な限り取ることで、個々の子供の状況や実態をつかみ、子供たちにあった教材研究をしっかりと行って、質の良い授業を行う。「先生の健康」「子供と向き合う時間の確保」「質の良い授業」のキーワードを忘れることなく、今後も教員の多忙化解消に取り組んで参りたいと考えています。また、ご助言よろしくお願いたします。

栗 議長 はい。ありがとうございます。それではただいまの説明に対して何かご質問ご意見等ありましたらいただきたいと思っております。

特にないようでありますので、また何かお気づきの点がございましたら都度おっしゃっていただきたいと思っております。

それでは続いて、協議事項 7 「児童生徒の問題行動・不登校の状況について」協議いたしたいと思っております。事務局の方から説明をお願いいたします。

古村 参事 はい。学校教育課からの 3 点目としまして、本市学校の「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況について報告いたします。資料は 22 ページになります。10 月 13 日に文部科学省から発表、通知がありました「令和 2 年度、昨年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」がこの表となっております。これに基づいて説明をいたします。この調査につきましては、「暴力行為」と「いじめ」がひとくくりになって問題行動と定義されております。まず、1 番上の暴力行為についてです。上の行から「本市」「県」「国」の暴力件数の推移が、平成 30 年度からの 3 年間、数字で示されております。括弧の中の数字は、千人当たりの件数となっております。令和 2 年度、小学校につきましては、件数が野々市においては 1 件、千人あたりでは 0.3 件となります。中学校につきましては 6 件、千人あたり 4.1 件となっております。国や県が、概ね減少傾向とある中で、野々市についても「件数」また「千人当たりの件数」とも大幅に減少し、千人当たりの件数で見ますと、国や県より下回っております。市内学校で、子どもたちの心の安定と良好な人間関係を構築するよう努めてきた効果だと捉えております。しかし、この状況を楽観視することなく、心を引き締めて今の状況を維持、さらなる改善に取り組んでいきたいと思っております。2 番目に真ん中のいじめについてです。令和 2 年度小学校につかまし

ては、野々市が 106 件認知、令和元年度から比べますと 42 件の増、千人あたりの件数は 12.4 件の増加となります。国の千人当たり 66.5 件に対しては大きく下回ってはいるんですが、県と同程度となっております。中学校におきましては、35 件で令和元年比 7 件の減少、千人あたりの件数は 5.7 件の減となっております。県の千人あたりの件数を上回り、国の千人あたりの件数と同程度となっております。いじめの認知件数については、平成 25 年に制定されましたいじめ防止対策推進法によっていじめの定義が変更になっており、それが県内の教育現場に浸透していく中で件数の増加につながっていると考えております。「いじめの件数が少ないことがよい」という認識は変え、認知したいじめに対してどのように対応していくか、これが大切になると考えておりますし、学校にもそのように指導しております。3 点目 1 番下の不登校についてです。この不登校の定義についてですが、この調査は 1 年間に連続してまたは断続的に 30 日以上欠席した児童生徒数となります。しかし、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症関連で出席停止を行った日数もこの 30 日の中に付け加えるようにと文科省からの指示ですので、コロナ関連の出席停止も入った中でのデータとなっております。国や県が過去最多の件数となっており、野々市につきまして小学校は昨年度比 6 名の減少、中学校については 12 名の増となっております。小学校の減少につきましては、令和 2 年度よりすべての 5 校に常駐配置していただきました「教育相談員」、この成果が大変大きいと分析しております。中学校につきましても学校全体で組織的に取り組むことで、千人当たりの不登校生徒数はやや県を下回る結果となっております。今後も、学校全体、市全体で、教育相談体制の充実を図りながら、それぞれの子どもたちの居場所を学校につくり、人数の上昇を食い止めていきたいと考えております。説明は以上になります。

栗 議長 はい。ありがとうございました。それではこの件について何かご質問ご意見等ありましたら、ご発言いただきたいと思えます。特に無いようですので、皆さんからお気づきの点等ありましたら担当の方にお知らせいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。それでは次に「コミュニティ・スクールについて」協議したいと思えます。事務局から説明をお願いいたします。

松村 課長 それでは生涯学習課からお願いします。コミュニティ・スクールについてでございます。協議事項 6 番の教員多忙化解消に密接に係わる事業だと思えます。これまで事務局で調べましたことについてご報告したいと思えます。それでは 24 ページ目をご覧ください。「野々市版コミュニティ・スクールの導入について（案）」について、概要を簡単にご説明いたします。導

入目的は未来の野々市を担う子どもたちの豊かな成長には「社会総掛かりでの」教育の実現が不可欠だと思っております。「地域の持つ力」、「学校の持つ力」を合わせまして、「子どもや学校が抱える課題を解決」することが必要だと考えていることから、導入を令和4年度から目指しているものでございます。事業効果・成果目標につきまして、まず子どもたちにとっては、「子どもたちの学びや体験活動がより一層充実する」、「地域に見守られている意識が強まり、地域愛が育まれる」など。地域の皆さんにとっては、「ボランティアの活性化が、市民協働のまちづくりにつながる」など。学校にとっては、「学校の課題に対して保護者や地域と一緒に対応することができる」などですね。あと、「教職員が児童生徒と向き合う時間がより多く確保できる」そういった事業効果が考えられます。3番の野々市版コミュニティ・スクールのイメージ図でございますが、学校運営協議会の委員の方は、校長先生、教頭先生をはじめ、地域の方3名の5名で組織される協議会でございます。ここに書いてありますように「地域住民が学校運営に関わり、特色ある学校づくりを進める」ことが狙いであります。また、「学校運営に必要な支援に関する協議を行う」ことをする協議会でございます。Ⅱ番にはここに携わる事務員を記載してございまして、CSディレクターと呼ばせていただきまして、各校に1名、計7名、学校運営協議会の事務、総合事業に関する調整などを行うものでございます。Ⅲ番でございますが、学校運営協議会の意向を受けて提案がかかったものを実現化する組織が、地域学校協働本部でございます。「“ののいちっ子を育てる”市民会議」に委託することを考えております。全域で1か所でございます。「学校が求める支援活動と地域人材をつなぐ」こと「各種団体等の地域活動を推進する」ことなどが考えられます。下の方に書いてございますが、地域住民の方には参加依頼を地域学校本部が行い、その地域の住民の皆さんが学校に参加する仕組みでございます。今回は、事務局がこれまで調べた素案についてご説明したいと思っております。特に携わる方々の、事務の詳細につきましてご説明したいと思っております。それでは、25 ページ目をご覧ください。実際の業務に入る前に、学校運営協議会につきまして、詳細に記入してございます。下の表を見ていただくとわかりますが、現行は学校評議会制度が学校に導入されております。令和4年度から目指しているものは、学校運営協議会制度いわゆるコミュニティ・スクールでございます。明確な違いを位置付けですね、下線を引いておりますが、学校評議員制度は、校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度でございます。一方、令和4年度から導入するものにつきましては、学校運営について、一定の範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関であ

ることが明確に違っております。主な内容につきましては、現行の学校評議員制度は、校長の求めに応じて意見を言うような組織でございますが、コミュニティ・スクールにおきましては、学校運営に関し、基本的方針を承認するという機能もございますし、学校運営に関して教育委員会または校長に対し意見を求めることができる。また、教職員の採用に関して、任命権者に意見を求めることができ、任命権者はそれを尊重する。具体的に言いますと、こういった分野の強い先生が欲しいということでございます。個人を直接指すものではないと想定しております。令和4年度からは学校評議員制度に代わりまして、この学校運営協議会制度を導入して参りたいと考えております。それでは、26 ページ目をご覧ください。24 ページのⅡに書いてありますCSディレクターの仕事の概要について少し判明しておりますので、ご紹介したいと思っております。まず、勤務条件ですが、今のところ事務局では週3回4時間勤務を想定しておりまして、勤務場所は各学校の指定された場所で勤務することを想定しております。例えば職員室です。また現在、学校の校長先生の方で人選も進んでいるとお聞きしてまいりまして、校長先生、教頭先生が中心になって人選を行っているところでございます。今後、CSディレクター間を繋ぎまして、意見交換などをするようなことも今後の業務として入ってくるだろうと考えており、ポンチ絵をつけてございます。そのポンチ絵の隣に黄色の網掛けになっておりますが、CSディレクターの主な仕事といたしましては学校運営協議会に関すること。2番に学校支援ボランティアに関すること。また、3番目はグェスティーチャーに関すること。また、CSディレクターの連絡会、研修の参加に関することなどが想定をされております。詳細はですね、下の方に具体を書いてございますので、ご覧いただければと思っております。その他といたしまして、コミュニティ・スクールを普及させるための広報活動も必要だと考えておりまして、広報誌の作成もCSディレクターの方が行う必要があるのではないかと、現状では考えております。続きまして、27 ページをご覧ください。地域学校協働本部について、24 ページのⅢに該当いたします。先ほど申しましたが、こちらの事務につきましては“ののいちっ子を育てる”市民会議の方々に委託したいと考えております。学校が求める支援活動と地域人材をつなぎ、教育支援活動等の総合的な調整を行う機関でございます。具体には、コーディネート機能として学校と地域の連絡調整、ボランティアの確保など、また特色ある取組の企画・提案としてより多くの地域の住民の参画による取組を推進していこうと考えております。また、ボランティアへの登録依頼として各種団体、地域住民の方への制度説明、また、ボランティア登録のお願いということが考えられると思っております。

す。勤務の詳細について、事務局が想定していることですが、“ののいっ子を育てる”市民会議の方を事務員として想定しておりまして、週4回3時間半程度の勤務を考えておりまして、現状の生涯学習課の中での執務を考えております。また先ほども具体を申しましたが、下の方に各色で網かけされている項目について簡単にご説明しますと、ボランティア人材バンクの登録データを管理すること。また、地域住民や各種団体へボランティアの登録依頼、先ほどのページにありましたCSディレクターとの連絡調整会、そちらの方にも地域協働本部が入りますから、研究会等の開催業務があります。また、右の方に移っていただきますと、ボランティア人材の発掘業務、ゲストティーチャーの派遣の依頼業務が考えられますし、最後になりますが子どもたちの教育に資する企画・提案を自ら進んで、学校側に提案する機能が考えられます。その右の方のページにお移りください。今、現状想定されております学校運営協議会（5小学校2中学校）などで提案された地域住民へのボランティア等（ゲストティーチャー、学校応援団）の依頼の流れをご説明したいと思っております。今のところ（案）ですが、まず学校の方でボランティアの登録人材データを整理し、学校は初めにこちらの登録人材データでゲストティーチャー等の人材を探していただきます。もし、登録データある場合は、そのまま地域学校協働本部に、この方を活用したい旨の連絡をしていただきまして、学校のCSディレクターの方が直接依頼を行う。そして、ボランティアとの打ち合わせを終えて、ゲストティーチャー、学校応援団の活動に繋がる。もう一つのケースは、登録データのない場合、地域学校協働本部に人材派遣を行うことが考えられます。また、人材派遣依頼を受けまして、地域学校協働本部はボランティア人材を各種団体に打診をして、該当しましたらはれて派遣依頼を行うことが考えられます。地域学校協働が要望に合った人材を学校の方に派遣する流れを考えております。そこまでが、詳細の動きを調べた範囲でご説明させていただきました。最後になります。29 ページ目をご覧ください。去年の総合教育会議でも、コミュニティ・スクールの大まかなあらすじについてご説明させていただきました。令和3年度の取組についてご説明をさせていただきます。まずは学校運営協議会の準備委員会を組織させていただきました。校長、教頭と地域の方が2名の4名掛ける7校、28名の方で準備委員会を行っております。これまで2回の会議を行っておりまして、1回目は推進導入計画などについてのご説明、また令和3年度のスケジュールなどをご説明いたしました。また、10月には他市の事例報告ということで、能美市のコミュニティ・スクールの関係者の方を講師としてお招きいたしまして理解を深めたところでございます。要約いたしますと、「いき

なりすべてのことができるわけではありません。できることから少しずつ始めていった方がいいですよ」という意見をいただいたことがすごく印象に残っております。また、学校運営協議会が始まりますと、熟議体験、皆でよく考えて知恵を出すような取組なんです、これを実際にどのように進めればいいのかを模擬体験をさせていただきました。題材は「あいさつ運動」として、各チームに分かれまして取り組みを行っていただきまして、熟議がどういうものを体感をしていただいております。また、今後の予定ですが、来年の1月に素案を準備委員の皆さんにお見せしてご意見をいただきたいと考えておりますし、学校運営方針（案）の協議についても行って参りたいと思います。また、2月には制度方針の確定、令和4年度から始まります学校運営協議会の展望についても、話し合っていきたいと思っております。また、その他といたしましては、毎月行われております校長会にて説明や意見交換を随時行っております。12月末現在で4回行っておりますし、金沢ケーブル新春特別番組「地域みんなで育む子どもの未来」の撮影をさせていただいて、1月に放送される予定です。また、広報1月号にはコミュニティ・スクールの制度について掲載をして、市民の皆様広く周知する予定でございます。コミュニティ・スクールについては以上になります。

栗 議長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまのコミュニティ・スクールの説明について、何かご質問やご意見ございましたらご発言いただきたいと思っております。

安嶋 委員 今回、野々市版コミュニティ・スクールイメージ図とおっしゃっているわけなんです、野々市らしさが一番表現されている部分っていうのはどの部分なのですか。この地域学校協働本部を“ののいち子を育てる”市民会議に委託してやることなのかなと思ったんですが、そのあたりの説明をいただきたいのと、あとまだ全然決まってないと思うんですけども、CSディレクターについて重要な役割だと思うんですが、勤務条件が週3回4時間勤務と想定されているっていうことで、専業として雇用するわけではなく副業的なものを認められる雇用形態なのか。これだけで多分食べていけないと思うんですね。学校の元教員の方などを想定されていると書いてあるんですが、若い人でもやる気のある方とか地域にコネクションがある方にも、是非こういう役割を担っていただきたいと思ったときに、兼業ができないというか、専任だけとなると縛りが難しいなと思ったので、そのあたりどのようにお考えかとその2点教えていただけますか。

松村 課長 まず1点目、野々市らしさについては安嶋委員のご指摘の通り、“ののいち子を育てる”市民会議の方が運営されることが野々市の特色だと考えて

おりますし、我々が想定しているCSディレクター勤務条件で主になって生計を維持できるのかについて、会計年度任用職員を今想定しておりますが、副業は可能だと聞いておりますので、その中で仕事していただける方を探していただくしかないのかなと思っています。

安嶋 委員 まだ、決まってないかと思うので、少しご検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

栗 議長 逆に報酬を支給しなきゃいけないという位置付けになっているのですか。
松村 課長 仕事をしていただくということになりますので、他市の事例も参考にして時給っていう形で。

栗 議長 必ず出さないといけないということですね。そういう人をお願いしなければいけないと。

松本 委員 中々いないっていうのが現状じゃないかなと。

栗 議長 今おっしゃるように、こういう形態で勤務できる人はいらっしゃるかもしれないけれども、それを報酬とかで縛ってしまうと現実できないという話になるから、その辺はどうしてもこういう縛りっていうか、逆にあるってということなんですね。

中山 係長 そうですね。

現在導入しているかほく市も能美市の方もボランティアっていう形ではなくて、勤務という形で行っているのを参考にしましたし、他県の事例等も勘案しまして報酬という形にはなるんですが、これが一番望ましいのではないかと考えて、こういうような体制で考えている次第でございます。

松村 課長 当然ゲストティーチャーなどで携わる方につきましては、ボランティアですから、もちろん無報酬で、ご協力を地域の方にお願ひするわけですが、これを取りまとめしていただく方は各校1人ずつ7名に地域学校協働本部の方、計8名につきましては報酬が発生するような。

栗 議長 逆に言ったらそういうことを設置しなきゃいけないっていう話になっているわけですね。

松村 課長 学校運営協議会につきましては、教育委員会に努力義務で設定することが義務付けられています。

栗 議長 任命は教育長ですか。

松村 課長 教育委員会で任命するというになります。

栗 議長 ということはやっぱり一つの職としてつくらなければいけないという話しで。

大久保教育長 難しいので言葉にあらわせないところはありますけれど、公民館長が去年から会計年度任用職員になっているということで、予算が決まっている中で公民館長の動きなども。

- 栗 議長 もうあくまでコミュニティ・スクールは、一つの制度としてきちっと位置付けてやらなければならないということですね。
- 松本 委員 昔はボランティアであったんです。私の現役時代は、大抵PTAの役員で地域のことをよく知っている方が、コーディネーターみたいな仕事をしてくださっていたんだけど、無報酬だとずっとってわけにはいけないし、普通に一般勤務をしていて、夜7時に会合があつていろいろしてくださる人を見つけてやってきた中で、やはりきちんとしたものを国は作るべきだっていう考え方を、そうすることが地域のよさを集めるっていか知恵を集めて、そういうシステムが学校を支えていくんじゃないかということが国の考え方だと思っています。だから、探さないといけない。
- 栗 議長 逆にこういう条件があると難しい面もあるね
- 松村 課長 今、人選につきましては校長先生が積極的に動いていただきまして、結構目途がついているところも出てきている情報も入っております。
- 栗 議長 はい。わかりました。他に何かございますか。それでは特に無いようですので、このコミュニティ・スクールについては、お気づきの点がございましたら担当の方へおっしゃっていただきたいと思ひますし、またこれは必置ということでもありますので、皆さんにも、今後ともご協力をよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。それでは協議事項としては以上でありますけれども、その他何か委員の皆様からございましたら、ご発言いただきたいと思ひます。
- 特によろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回総合教育会議を終了させていただきます。大変スムーズに進行できましたことを感謝申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 (午後5時15分)

以上、本会議の議事経過及び結果が正確であることを証するため、野々市市総合教育会議設置要綱第7条第1項の規定により議事録を作成する。